

## 幼児教育・保育の無償化のこと

### ● 施設等利用給付認定

問 子ども課 保育係 ☎23-2111

無償化給付を受けるためには給付認定が必要です。すでに保育所や認定こども園を利用している場合は、教育・保育給付認定(P26～28参照)を受けていますが、これらの認定に変更はありませんので、新たな手続きは不要です。

幼稚園や認定こども園(幼稚部)の利用者で預かり保育の利用を希望する人、認可外保育施設などを利用している人は、無償化給付を受けるために、施設等利用給付認定を受ける必要があります。

### 施設等利用給付認定の種類

| 施設等利用給付認定区分 | 対象となる子ども                          | 保育の必要性 | 利用できる施設・事業                                  |
|-------------|-----------------------------------|--------|---------------------------------------------|
| 1号認定        | 満3歳～5歳児クラス                        | なし     | ● 幼稚園(新制度未移行)<br>● 国立大学付属幼稚園<br>● 特別支援学校幼稚部 |
| 2号認定        | 3歳～5歳児クラス                         | あり     | ● 預かり保育 ● 認可外保育施設<br>● 一時預かり ● 病児保育         |
| 3号認定        | 0歳～2歳児クラス<br>(満3歳クラスを含む)の住民税非課税世帯 | あり     | ● ファミリー・サポート・センター                           |

幼稚園、保育園、認定こども園のこと



## ● 「保育の必要性」の事由

問 子ども課 保育係 ☎23-2111

「保育の必要性」とは、保護者の就労、病気などで家庭において必要な保育ができない状況をいいます。

施設等利用給付認定(2号・3号)を受けるには、次に該当することが条件となります。

|   |                                                                                      |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 沼田市に居住し、かつ住民登録があること                                                                  |
|   | 次のいずれかの事情で保育が必要な家庭であること                                                              |
|   | ① 就 労 : 1か月で48時間以上就労している                                                             |
|   | ② 妊 娠 ・ 出 産 : 妊娠または出産後間もない                                                           |
|   | ③ 疾病・負傷・障害 : 保護者本人に疾病、負傷または障害がある                                                     |
|   | ④ 介 護 ・ 看 護 : 同居または長期入院している親族の看護や介護を行っている                                            |
|   | ⑤ 災 害 復 旧 : 火災またはその他の災害の復旧にあっている                                                     |
| 2 | ⑥ 求 職 活 動 : 求職活動を継続的に行っている(起業準備を含む)                                                  |
|   | ⑦ 就 学 : 学校などに就学している(職業訓練校を含む)                                                        |
|   | ⑧ 虐 待 ・ D V : 虐待またはDVのおそれがある                                                         |
|   | ⑨ 育 児 休 業 中 : 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要であること(育児休業に係る子どもが1歳を迎えた年度の3月末までが限度) |
|   | ⑩ そ の 他 : 上記に類する状態として市が認める場合                                                         |

## ● 申請手続き

**申 請** 申請書等の書類は、子ども課保育係で配布します。必要事項を記入し、関係書類を添付して子ども課保育係へ申請してください。

※2号・3号認定については、父母ともに、保育の必要性の事由に該当する必要があります。

**受 付 期 間** 申請は随時受け付けていますが、施設・事業をご利用前に申請し、認定を受けてください。認定日より前の利用については、無償化給付の対象になりません。

**認 定** 書類審査後、改めて通知を送付します。申請時期によっては審査に日数を要しますので、余裕を持って申請をお願いいたします。

**その他の届出** 申請手続き後(認定後も含む)、次の事項に該当する場合は、速やかに子ども課保育係まで連絡してください。別途手続きが必要な場合があります。

- 住所が変わった場合
- 氏名が変わった場合
- 保育の必要性の事由に変更があった場合

## ● 保育園・認定こども園(保育部)の無償化

問 子ども課 保育係 ☎23-2111

保育所や認定こども園(保育部)を利用している場合は、教育・保育給付認定(2号・3号、P26～28参照)を受けています。無償化給付の手続きは不要です。

## ☑ 保育料の無償化

3～5歳児クラスの保育料が無償化されます。延長保育料、給食費、教材費、行事費などの実費負担は、無償化の対象外です。

## ● 幼稚園・認定こども園(幼稚部)の無償化 問 子ども課 保育係 ☎23-2111

幼稚園や認定こども園(幼稚部)を利用している場合は、教育・保育給付認定(1号、P26参照)を受けています。「保育の必要性の事由に該当しない」「預かり保育を利用しない」場合は、無償化給付の手続きは不要です。

### ☑ 保育料の無償化

満3歳児～5歳児クラスの保育料が無償化されます。預かり保育、給食費、教材費、行事費などの実費負担は、無償化の対象外です。

## ● 預かり保育の無償化 問 子ども課 保育係 ☎23-2111

幼稚園や認定こども園(幼稚部)の利用者で預かり保育の利用を希望する人は、無償化給付を受けるために、施設等利用給付認定(2号・3号)を受ける必要があります。(P36参照)

### ☑ 無償化給付の上限

無償化される上限額は「450円×利用日数」です。月ごとに上限が設定されており、3～5歳児クラスは11,300円まで、満3歳児クラス(非課税世帯のみ)は16,300円まで無償になります。

### ☑ 認可外施設等の併用

十分な預かり保育が提供されない施設(平日8時間未満または年間開所日数200日未満)の場合、認可外保育施設なども併せて利用できます。複数利用の場合も11,300円(または16,300円)の上限は変わりません。

### ☑ 無償化給付の受け方

利用料は一度施設へお支払いいただきます。その後、3か月ごとにまとめて市へ請求書を提出し、後から給付を受ける償還払いです。

## ● 認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターの無償化 問 子ども課 保育係 ☎23-2111

認可外保育施設などを利用している人は、無償化給付を受けるために、施設等利用給付認定(2号・3号)を受ける必要があります(P36参照)。

幼稚園、保育園、認定こども園などの施設を利用している場合、併せての無償化給付をうけることはできません(上記「☑認可外施設等の併用」に該当する場合を除く)

### ☑ 無償化給付の上限

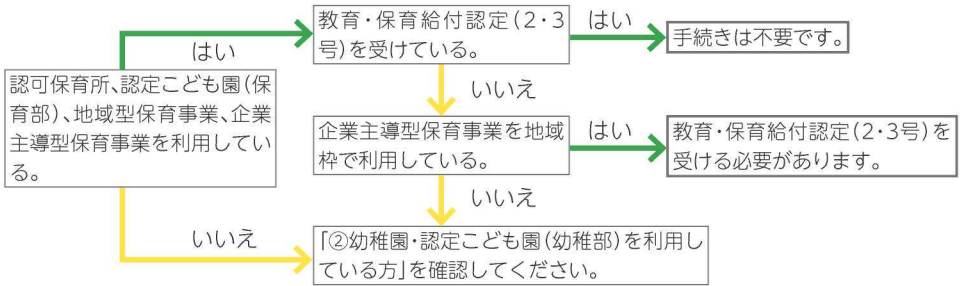
無償化される額は月ごとに3～5歳児クラスは37,000円まで、0～2歳児クラス(満3歳児を含む)の非課税世帯は42,000円まで無償になります。

### ☑ 無償化給付の受け方

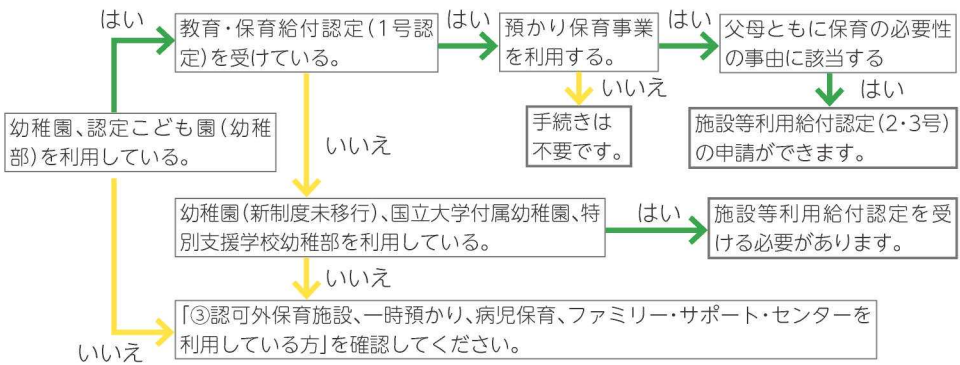
利用料は一度施設へお支払いいただきます。その後、3か月ごとにまとめて市へ請求書を提出し、後から給付を受ける償還払いです。

## ● 幼児教育・保育の無償化フローチャート

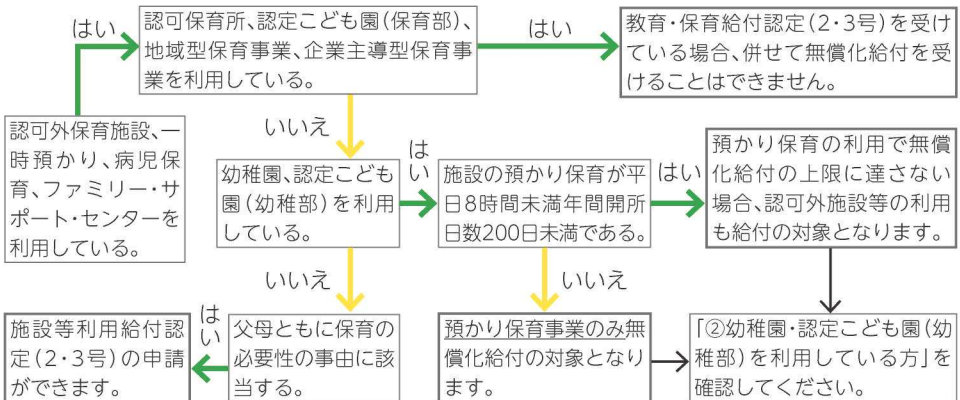
### ☑ ① 保育園・認定こども園(保育部)・地域型保育事業・企業主導型保育事業を利用している方



### ☑ ② 幼稚園・認定こども園(幼稚部)を利用している方



### ☑ ③ 認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリー・サポート・センターを利用している方



幼稚園、保育園、認定こども園のこと



# 小学校・中学校

## 小学校入学にあたって

問 学校教育課 学校教育係 ☎23-2111

お子さんが満6歳を迎えると、住所地の小学校へ入学することになります。入学する前には、次のような入学準備が必要となります。

### ● 就学時健康診断

入学する前の年の9～11月頃に、入学予定の小学校で健康診断が行われます。教育委員会から保護者へ通知しますので、記載内容を確認の上、指定される日に受診してください。

### ● 新入学手続き

入学する年の1月末に、教育委員会から保護者へ入学通知書を送付しますので、記載内容を確認の上、4月の入学式に持参してください。

また、2月に入学予定の小学校で入学説明会があります。その際に学用品の販売もありますので、入学に当たり必要な学用品をそろえてください。

### ● 就学に関する相談

就学にあたり、不安なこと、心配なことがありましたら、お問い合わせください。

## 転校手続きについて

問 学校教育課 学校教育係 ☎23-2111

小・中学校に通っているお子さんが、市内へ転入または市外へ転出するときは、小中学校の転校手続きが必要となります。

また、市内で転居された場合でも、通学区域が違うと、同様に転校手続きが必要となります。手続きは次のとおりです。

### ● 市内へ転入

市民課で住所異動の届出後に、教育委員会学校教育課(白沢町、利根町での届出はそれぞれの支所)へお立ち寄りください。お子さんが入学する学校の「入学通知書」をお渡ししますので、前の学校で発行された書類とともに、入学する学校へ持参してください。

広 告

## 0才～高齢者までのスイミングクラブです!!



水難事故防止・運動能力の向上  
健康増進・健康維持  
を専門スタッフが丁寧にお手伝い致します。



無料体験随時受付中!! ヴァイオリン個人レッスンも実施中!  
※詳細はお気軽にお問い合わせ下さい

**ジェルスイミングクラブ沼田**

ジェル沼田

検索

沼田市高橋場町2061

☎ 0278-24-2134

## ● 市外へ転出

学校から転校に必要な書類が発行されますので、現在通っている学校へ相談してください。  
住所異動の届出後に転入先の教育委員会で「入学通知書」が発行されますので、前の学校で発行された書類とともに、入学する学校へ持参してください。

## ● 市内で転居(通学区域が違う場合)

学校から転校に必要な書類が発行されますので、現在通っている学校へ相談してください。  
市民課で住所異動の届出後に、教育委員会学校教育課(白沢町、利根町での届出はそれぞれの支所)へお立ち寄りください。お子さんが入学する学校の「入学通知書」をお渡ししますので、前の学校で発行された書類とともに、入学する学校へ持参してください。

### 市内 小・中学校一覧

| 学校名    | 所在地        | 電話番号    | 学校名    | 所在地        | 電話番号    |
|--------|------------|---------|--------|------------|---------|
| 沼田小学校  | 西倉内町746    | 22-2063 | 沼田中学校  | 東原新町1801-1 | 23-1116 |
| 沼田東小学校 | 東原新町1801-1 | 23-1118 | 沼田南中学校 | 戸鹿野町726    | 23-5557 |
| 沼田北小学校 | 高橋場町4898   | 24-4123 | 沼田西中学校 | 薄根町3580    | 22-3055 |
| 升形小学校  | 栄町141      | 22-3107 | 沼田東中学校 | 横塚町1118    | 22-2472 |
| 利南東小学校 | 上久屋町2135   | 22-3006 | 池田中学校  | 発知新田町533   | 23-9330 |
| 池田小学校  | 発知新田町533   | 23-9320 | 薄根中学校  | 善桂寺町40     | 22-3180 |
| 薄根小学校  | 善桂寺町32     | 22-2891 | 白沢中学校  | 白沢町高平75-1  | 53-2009 |
| 川田小学校  | 下川田町540    | 22-3056 | 利根中学校  | 利根町追貝334   | 56-2044 |
| 白沢小学校  | 白沢町高平94-1  | 53-2151 | 多那中学校  | 利根町多那732   | 53-2698 |
| 利根小学校  | 利根町追貝93    | 25-8172 |        |            |         |
| 多那小学校  | 利根町多那732   | 53-2919 |        |            |         |

## 安定した学校生活を送るために

問 学校教育課 学校教育係 ☎23-2111

経済的な理由で進学や就学について心配がありましたら、下記のような援助制度がありますので、お問い合わせください。

### ● 奨学資金貸付制度

市内に居住する世帯の優秀な生徒であって、高等学校、高等専門学校、短期大学または大学に就学希望者のうち、経済的理由により進学及び就学困難な学生に対して、学資資金を貸し付ける制度です。

### ● 就学援助費(小学生・中学生対象)

経済的な理由で就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校にかかる費用の一部を援助します。

### ● 特別支援教育就学奨励費

特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対し、その世帯全員の所得に応じて学校にかかる費用の一部を援助します。

※その他の奨学資金貸付制度については、在籍している学校にお問い合わせください。

## 学童クラブ

問 子ども課 子育て支援係 ☎23-2111

両親が働いているなどの理由で、昼間お子さんの面倒をみられない家庭の、小学生のお子さんを放課後や夏休みなどの長期休暇中にお預かりし、遊びを主とした生活指導、育成を行っています。申込みや詳細については、直接各クラブに問い合わせてください。

| 名称              | 所在地                        | 電話番号    | 児童受入時間        |                           | 保育料<br>(おやつ代を除く)           | 備考  |
|-----------------|----------------------------|---------|---------------|---------------------------|----------------------------|-----|
|                 |                            |         | 学校授業日         | 学校休業日<br>上:月～金曜日<br>下:土曜日 |                            |     |
| 沼田学童保育所         | 東原新町1931<br>(十王公園前)        | 23-0002 | 放課後～<br>19:00 | 7:30～19:00<br>7:30～18:00  | 学年別<br>5,000～8,000円        |     |
| めぐみ学童クラブ        | 清水町4330<br>(沼田めぐみこども園内)    | 24-4163 | 放課後～<br>19:30 | 8:00～19:30<br>8:00～18:30  | 時間別<br>11,000～15,000円      | 送迎有 |
| さくら学童クラブ        | 西倉内町746<br>(沼田小学校内)        | 22-8888 | 放課後～<br>18:30 | 7:45～18:30<br>7:45～18:30  | 全学年一律<br>10,000円           |     |
| 沼田東学童クラブ        | 東原新町1801-1<br>(沼田東小学校敷地内)  | 23-2155 | 放課後～<br>18:30 | 7:45～18:30<br>7:45～18:30  | 全学年一律<br>10,000円           |     |
| 沼田東第2学童クラブ      | 東原新町1801-1<br>(沼田東小学校敷地内)  | 24-5795 | 放課後～<br>18:30 | 7:45～18:30<br>7:45～18:30  | 全学年一律<br>10,000円           |     |
| ちぐさ学童クラブ        | 柳町397-10<br>(ちぐさこども園内)     | 23-3324 | 放課後～<br>18:40 | 8:00～18:40<br>8:00～16:00  | 全学年一律<br>10,000円           | 送迎有 |
| しらさわ学童クラブ       | 白沢町平出73-1<br>(こども交流館)      | 20-9048 | 放課後～<br>18:30 | 7:45～18:30<br>7:45～18:30  | 全学年一律<br>10,000円           |     |
| なでしこ学童クラブ       | 高橋場町2031-6<br>(久保産婦人科医院そば) | 22-0705 | 放課後～<br>19:00 | 8:00～18:30<br>8:00～16:00  | 1～3年生10,000円<br>4年生～9,000円 | 送迎有 |
| 池田学童クラブ         | 岡谷町1077-2                  | 22-0705 | 放課後～<br>18:30 | 8:00～18:30<br>8:00～16:00  | 全学年一律<br>9,000円            | 送迎有 |
| 利南東学童クラブ        | 下久屋町972-19                 | 22-0705 | 放課後～<br>18:30 | 8:00～18:30<br>8:00～16:00  | 1～3年生10,000円<br>4年生～9,000円 | 送迎有 |
| おひさま学童クラブ       | 戸鹿野町543-3<br>(沼田南中学校そば)    | 24-4791 | 放課後～<br>19:30 | 7:00～19:30<br>7:00～19:30  | 全学年一律<br>10,000円           | 送迎有 |
| 薄根学童館           | 下沼田町450-9 2号<br>(薄根小学校そば)  | 23-8978 | 放課後～<br>19:00 | 7:30～19:00<br>7:30～19:00  | 全学年一律<br>10,000円           |     |
| 川田学童クラブ         | 下川田町540<br>(川田小学校内)        | 24-8852 | 放課後～<br>18:30 | 7:30～18:30<br>7:00～18:30  | 1～3年生9,000円<br>4年生～4,000円  |     |
| とね学童クラブ         | 利根町追貝16-1<br>(利根支所そば)      | 56-2011 | 放課後～<br>18:30 | 7:45～18:30<br>7:45～18:30  | 全学年一律<br>10,000円           | 送迎有 |
| 学童クラブ<br>手をつなごう | 久屋原町444-2<br>(いきいき未来のもり)   | 25-8195 | 放課後～<br>19:30 | 8:00～19:30<br>8:00～19:30  | 全学年一律<br>8,000円            | 送迎有 |

## 放課後子ども教室

子どもたちが地域社会の中で、地域の方々の参画を得て、スポーツや文化活動及び地域住民との交流活動等を通して、心豊かで健やかに育まれるように安全・安心な活動拠点(居場所)づくりを推進しています。

| 放課後子ども教室名   | 開催場所             | 問い合わせ                    |
|-------------|------------------|--------------------------|
| 沼小子ども広場     | 沼田小学校            | 生涯学習課社会教育係<br>(☎23-2111) |
| うすねわくわくスクール | 薄根地区コミュニティセンターほか |                          |
| 子どもの広場 結いんぐ | 白沢地区コミュニティセンターほか |                          |
| とね放課後ひろば    | 利根小学校            |                          |



# ひとり親家庭のために

## ● 児童扶養手当

問 子ども課 子育て支援係 ☎23-2111

児童扶養手当は、ひとり親家庭の児童が健やかに育つよう、生活の安定と自立を支援するために支給されます。

**対象者** 次の①～⑨のような状態にある児童(18歳到達年度の末日まで。心身に一定の基準以上の障害の状態にある児童については20歳未満)を監護している父、母若しくは養育者(父母にかわって児童を養育している人)。  
※監護とは…日常生活において、児童の衣食住などの面倒をみていることをいいます。

- ①父母が離婚した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が重度の障害の状態にある児童
- ④父または母が生死不明の児童
- ⑤父または母から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父または母が裁判所からDV保護命令を受けた児童(平成24年8月改正)
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで出生した児童
- ⑨父母ともに不明である児童

**手当金額(月額)** 手当額については、所得額による支給制限が設けられています。受給資格者または生計を同じくする扶養義務者(受給資格者の父母、祖父母、兄弟姉妹、子ども等)の所得状況により、全部支給、一部支給または全部支給停止に区分され、10円きざみできめ細かく定められています。

これは、就労収入と手当額との総額が就労収入の増加に応じてなだらかに増えていくように設定されています。

※手当額には物価スライドによる改定があります。

**注意事項** 平成10年4月1日以前に受給資格があつて、未請求のまま5年を経過しているときは手当が支給されません。

**支給月** 1月、3月、5月、7月、9月、11月に支給月の前月分までを振り込みます。





## ● 高等職業訓練促進給付金等事業

問 子ども課 子育て支援係 ☎23-2111

就労に役立つ資格(看護師など)を取得するために、資格養成機関で修業しているひとり親家庭の父母に対し、訓練促進給付金等を支給する制度です。希望者は必ず受講開始前の事前相談が必要です(受給は1回限り)。

**対象者** 次の要件を全て満たす人

- 沼田市内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父
- 児童扶養手当受給または同様の所得水準にある人
- 資格養成機関で1箇年以上のカリキュラムを修業し、対象資格を取得見込みの人

## ● 自立支援教育訓練給付金事業

問 子ども課 子育て支援係 ☎23-2111

ひとり親家庭の父母の就労を促進するため、指定された講座(ホームヘルパー養成講座や医療事務講座など)を受講した場合、修了後に受講費の一部を支給する制度です。希望者は必ず受講開始前の事前相談が必要です(受給は1回限り)。

**対象者** 次の要件を全て満たす人

- 沼田市内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父
- 児童扶養手当受給または同様の所得水準にある人
- 教育訓練を受けることが適職に就くために必要と認められる人

## ● ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

問 子ども課 子育て支援係 ☎23-2111

高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の父母及び児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、民間事業者などが実施する対策講座を受講した場合、修了後に受講費の一部を支給する制度です。希望者は受講開始前の事前相談が必要です(受給は1回限り)。

**対象者** 次の要件を全て満たす人

- 沼田市内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父または児童(20歳未満)
- 児童扶養手当受給または同様の所得水準にある人
- 高等学校卒業程度認定試験に合格することがひとり親家庭の親または児童の自立に資すると認められている人であること
- 既に大学入学資格を取得している人でないこと



## 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

問 利根沼田保健福祉事務所 ☎23-2185

経済的自立を援助するための貸付制度があり、技能取得や子どもの修学または入学準備のなどに利用できます。事前相談が必要となりますので、詳しくは上記へお問い合わせください。

## ひとり親家庭医療費助成

問 国保年金課 医療年金係 ☎23-2111

ひとり親家庭に医療費を助成する制度です(保険外の診療は助成されません)。

- 対象者**
- 18歳到達年度の末日までのお子さんを養育しているひとり親家庭の父、母、該当するお子さん
  - 父母のいない18歳到達年度の末日までのお子さん

### 手続きに必要なもの

保険証、配偶者または父母がいないことを証明する書類等、その他必要となるものがありますので、上記へお問い合わせください。

## JR通勤定期券の割引制度

問 子ども課 子育て支援係 ☎23-2111

児童扶養手当の支給を受けている世帯の人が、JRの列車で通勤する場合、定期券の割引(3割)が受けられる制度です。市では、定期券の購入に必要な証明書を発行しています。

## ひとり親家庭子育て支援事業

問 NPO法人 尾瀬なでしこの会 ☎22-0705

一時的に子育てが困難な場合に、ファミリー・サポート・センターが子育て支援者を紹介します。詳しくは、ファミリー・サポート・センター(P21)を参照。ひとり親家庭の方が利用する場合は、利用料金が減額になる場合があります。



# 障害のあるお子さんのために

## ● 医療費助成(重度心身障害者)

問 国保年金課 医療年金係 ☎23-2111

次の要件に1つでもあてはまる方は、重度心身障害者の医療費助成が受けられます。  
(保険外の診療は助成されません)

本人または同居の配偶者、扶養義務者の所得が所得限度額をこえる場合は、助成対象外となります。

- ①身体障害者手帳1・2級
- ②障害年金(国民年金)1級
- ③特別児童扶養手当1級
- ④療育手帳判定A・B1(B中)
- ⑤障害年金1級程度の障害で年金を受給することができない方

※手続きに必要なものは、保険証、手帳や証書です。

## ● 特別児童扶養手当

問 子ども課 子育て支援係 ☎23-2111

心身に障害のある在宅の20歳未満の児童を養育する保護者等に支給されます。所得制限があります。

## ● 障害児福祉手当

問 社会福祉課 障害福祉係 ☎23-2111

受給資格が認定されると、申請月の翌月分から、手当が支給されます。

対象者は、重度障害児の方で20歳未満の方です。

施設等に入所されている方や、当該障害を支給理由とする年金を受給されている方は、手当を受給することができません。

障害児福祉手当には、所得制限があります。受給者(申請者)の所得が所得限度額を超える場合や、受給者の配偶者・扶養義務者の所得が所得限度額以上であるときは、手当は支給されません。

## ● 自立支援医療(精神通院医療)

問 社会福祉課 障害福祉係 ☎23-2111

精神の疾患(てんかんを含む)のため、継続的な通院治療を必要とする児童です。

精神障害及び当該精神障害に起因して生じた病態に対して病院または診療所に入院しないで行われる医療が対象です。

精神通院医療にかかる医療費について、原則1割負担です。ただし、同じ医療保険に加入している方の世帯の課税状況により、月当たりの負担額に上限を設定しています。

一定所得以上になると、自立支援医療の対象外になる場合があります。

障害のあるお子さんのために

広告



**笑顔で喜らせる  
まちづくりのお手伝い**

**放課後等デイサービス〈すまいる〉**

一人ひとりの特徴をとらえ、  
何が必要かを学校や家庭と連携をとりながら  
個々に合わせた支援を心がけます。



- 居宅介護事業
- 福祉有償運送
- 移動支援事業
- 日中一時支援事業

ベテランの支援員や経験豊富な職員が  
ご家族の力になり寄り添っていきます。

特定非営利活動法人ミニヨン・スター

〒378-0056 沼田市高橋場町1895-5  
**TEL.0278-25-8575 FAX.0278-25-8576**



## ● 自立支援医療(育成医療)

問 社会福祉課 障害福祉係 ☎23-2111

18歳未満の児童で、身体に障害を有する方、または、これを放置すると将来障害を残すと認められる方で、手術等により確実な治療効果が期待できる方を対象に、公費による医療給付を行っています。

## ● 児童発達支援事業所

問 社会福祉課 障害福祉係 ☎23-2111

療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる未就学の障害児等に通所により、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練などのサービスを行う児童発達支援を利用することができます。

### 施設一覧

| 施設名<br>運営主体                              | 所在地                     | 電話番号    |
|------------------------------------------|-------------------------|---------|
| 沼田市障害児通所施設アップル<br>社会福祉法人 沼田市社会福祉協議会      | 東原新町1801-72             | 22-8406 |
| 利根沼田子ども発達支援センターリズム(チャイム)<br>社会福祉法人 北毛清流会 | 高橋場町2219-1              | 25-3526 |
| ハートグリーン<br>社会福祉法人 久仁会                    | 久屋原町444-2<br>いきいき未来のもり内 | 25-8193 |
| nico<br>株式会社 NOONE                       | 東原新町1838-3<br>コスモビル 1階  | 25-4970 |

## ● 放課後等デイサービス事業所

問 社会福祉課 障害福祉係 ☎23-2111

就学している障害児等に対し、通所により、授業の終了後や休業日に生活能力向上のために必要な訓練・社会との交流促進などを行います。

### 施設一覧

| 施設名<br>運営主体                             | 所在地                     | 電話番号    |
|-----------------------------------------|-------------------------|---------|
| 利根沼田子ども発達支援センターリズム(ビート)<br>社会福祉法人 北毛清流会 | 高橋場町2219-1              | 25-3526 |
| 手をつなごう<br>社会福祉法人 久仁会                    | 久屋原町444-2<br>いきいき未来のもり内 | 25-8197 |
| すてっぷ<br>社会福祉法人 久仁会                      | 久屋原町327-4               | 25-3124 |
| スペースゆう<br>株式会社 ゆう                       | 榛名町3271-14              | 77-4728 |
| くろーばーぬまた<br>株式会社 くろーばー                  | 白沢町上古語父375-8            | 25-3843 |
| くろーばーぬまた南(重症心身障害児)<br>株式会社 くろーばー        | 井土上町稲荷363-1             | 25-9221 |
| くろーばーひがしはら<br>株式会社 くろーばー                | 上原町1731-6               | 25-8541 |
| nico<br>株式会社 NOONE                      | 東原新町1838-3<br>コスモビル1階   | 25-4970 |
| Do<br>株式会社 NOONE                        | 清水町4208-1               | 25-4772 |
| すまいる<br>特定非営利活動法人 ミニヨン・スター              | 高橋場町1895-5              | 25-8575 |

障害のあるお子さんのために

## 居宅介護事業

問 社会福祉課 障害福祉係 ☎23-2111

障害支援区分の認定を受け居宅介護の支給決定を受けている場合、自宅で入浴、排せつまたは食事の介助などの居宅介護サービスを受けることができます。

## 短期入所事業

問 社会福祉課 障害福祉係 ☎23-2111

障害支援区分の認定を受け短期入所の支給決定を受けている障害児を、自宅で介護する保護者等が病気などの場合、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介助等のサービスを受けることができます。

## 補装具支給制度

問 社会福祉課 障害福祉係 ☎23-2111

身体障害児に対し、補装具を給付します。

世帯の課税状況により、補装具の費用の一部、または全額を自己負担する必要があります。

## 日常生活用具給付制度

問 社会福祉課 障害福祉係 ☎23-2111

在宅の身体障害児や知的障害児に対し、日常生活に必要な用具を給付します。

障害の程度に応じて、給付できる用具の種類が決まっています。

世帯の課税状況により、用具の費用の一部、または全額を自己負担する必要があります。

## 心身障害者扶養共済制度

問 社会福祉課 障害福祉係 ☎23-2111

**内容** 心身障害者扶養共済制度は加入者が死亡または、重度の障害状態になった場合、心身障害児(者)に年金が支給される制度です。

加入者には、毎月保険料を納めていただきます。

## 日中一時支援事業(登録介護者事業、サービスステーション事業)

問 社会福祉課 障害福祉係 ☎23-2111

心身障害児の介護を行う保護者が一時的に介護ができない場合、あらかじめ市に登録を行っている介護者や施設、または県へ登録を行っている24時間対応型サービスステーションに、心身障害児を一時的に預けることができます。

## 特定疾患等患者見舞金

問 社会福祉課 障害福祉係 ☎23-2111

見舞金を受給することができる方は、小児慢性特定疾患医療給付実施要綱に定める18歳未満児の対象疾病で、群馬県が実施している医療給付を受けている方です。

1人につき1回のみ。24,000円支給されます。

広 告

# ひとりで悩まないで

## ● 児童虐待って何？

—子どもへの虐待が増えています—

「しつけども思っていた」としても、子どもにとって有害であれば、それは「虐待」です。

児童虐待は、子どもたちの心や体を傷つけ、成長を妨げてしまいます。

子どもへの虐待は、行政や関係機関による対応だけでなく、家族や地域の身近な方たちの協力があってはじめて未然に防いだり早期に発見することが可能となります。

## ☑ 虐待は、大きく次の4つに分類されます。

| 分類                      | 内容                                           | 例えば・・・                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------|----------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 身体的虐待                   | 子どもの身体に傷あとが残るほど強く叩いたり、子どもの命を危うくするような怪我をさせること | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもを殴る、蹴る、投げ落とす</li> <li>● 子どもの身体に熱湯をかける</li> <li>● アイロンやタバコの火を押し当てる</li> <li>● 風呂に子どもの頭をつけおぼれさせる</li> <li>● 屋外に閉め出す</li> <li>● 子どもを縄で縛り拘束する・・・など</li> </ul>                                            |
| ネグレクト<br>(養育の拒否<br>や放置) | 子どもの生活の面倒を十分に見なかったり、育児をせず放置しておくこと            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもに食事を十分に与えない</li> <li>● 子どもが病気になっても病院に連れて行かない</li> <li>● 子どもに長期間入浴させない、下着など長期間不潔なままにしておく</li> <li>● 乳幼児を車の中に放置する</li> <li>● 子どもを家に置き去りにして、たびたび外出する</li> <li>● 保護者以外の同居人による虐待を保護者が放置する・・・など</li> </ul> |
| 心理的虐待                   | 心理的いじめで、情緒不安定にさせたり、こころに傷を負わせること              | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもに対してことばで脅す</li> <li>● 子どもを無視したり、拒否的な態度をとる</li> <li>● 子どもを心傷つけることを言う</li> <li>● きょうだい間で極端な差別的な扱いをする</li> <li>● 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう・・・など</li> </ul>                                                   |
| 性的虐待                    | 子どもにわいせつな行為や性的暴行をすること                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 性的ないたづらをする</li> <li>● 性器などを見せる</li> <li>● 子どもをポルノの被写体にしたりする・・・など</li> </ul>                                                                                                                             |



## 子ども家庭総合支援拠点

妊産婦さんからすべてのお子さんとその家庭を対象に、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援をしていきます。様々な機関と連携し、必要な情報提供などを行います。

こんなことはありませんか？

子どもの  
発達が  
心配…

子どもの前で  
パートナーと  
ケンカを  
してしまった

子育てを手助け  
してくれる人が  
近くにいない

大人の怒鳴り声や  
子どもの泣き声  
聞こえて心配

子どものこと  
誰かに聞いて  
欲しい

イライラして  
つい子どもに  
あたってしまう

子育てが  
つらい



頑張りすぎず、1人で抱え込まずにご相談ください。専門の相談員がお話をうかがい、一緒に考えさせていただきます。

子ども家庭総合支援拠点  
(テラス沼田3F 子ども課内)  
☎22-0874

ご本人だけでなく、ご家族や周囲の方からの相談も可能です。

## 困ったときの相談窓口

|                 | 相談先                     | 相談内容                            | 相談時間                          | 相談方法等                                       |
|-----------------|-------------------------|---------------------------------|-------------------------------|---------------------------------------------|
| 子どもの総合的な相談      | 沼田市子ども家庭総合支援拠点          | 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に総合かつ継続的に支援します | 月～金(祝日、年末年始を除く)<br>9:00～17:00 | 来庁または電話<br>☎22-0874                         |
| 虐待・いじめに関する相談    | 児童相談所全国共通ダイヤル           | 虐待かもと思ったら                       | 24時間                          | ☎189<br>(お住まいの地域の児童相談所につながります)              |
|                 | 中央児童相談所                 | 子どもに関する相談窓口                     | 月～金(祝日、年末年始を除く)<br>8:30～17:15 | 来所または電話、訪問<br>☎027-261-1000<br>※来所・訪問は事前連絡要 |
|                 | 中央児童相談所北部支所(渋川保健福祉事務所内) | 子どもに関する相談窓口                     | 月～金(祝日、年末年始を除く)<br>8:30～17:15 | 来所または電話、訪問<br>☎0279-20-1010<br>※来所・訪問は事前連絡要 |
|                 | こどもホットライン24             | 子ども(18歳未満)に関する電話相談              | 24時間                          | ☎0120-783-884<br>☎027-263-1100(携帯電話から)      |
| 子育てやママの健康に関する相談 | 沼田市健康課保健係               | 妊産婦の健康、妊娠中の胎児期から幼児期の育児についての相談   | 月～金(祝日、年末年始を除く)<br>8:30～17:15 | 来所または電話<br>☎23-2111                         |
|                 | 利根沼田保健福祉事務所             | 妊産婦の健康、妊娠中の胎児期から幼児期の育児についての相談   | 月～金(祝日、年末年始を除く)<br>8:30～17:15 | 来所または電話<br>☎23-2185                         |
|                 | こころの健康相談(利根沼田保健福祉事務所内)  | こころの健康や精神的な悩みについて保健師が相談を受けています  |                               | 事前申込み☎23-2185<br>保健課保健係                     |
|                 | つばみサポート(沼田市子ども家庭総合支援拠点) | 子どものこと、家庭のことなど、困ったら気軽に相談ください    | 月～金(祝日、年末年始を除く)<br>9:00～17:00 | 来所または電話<br>☎22-0874                         |

— 広 告 —



新築・リフォーム・リノベーション  
不動産・相続相談・LPガス・生活雑貨Kirara

住まいの **GEN** 株式会社

☎0120-65-0704

沼田市石墨町1889-1



ひかりで暮らしなご

|                     | 相談先                            | 相談内容                          | 相談時間                                                                                                             | 相談方法等                                                                                 |
|---------------------|--------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康に関する相談<br>子育てやママの | 青少年相談(沼田市青少年育成相談センター)          | 学校、友達、家庭のことなど、青少年の健全な育成に関する相談 | 月～金(祝日、年末年始を除く)<br>9:00～17:00                                                                                    | 来所または電話、メール<br>☎23-5411(生涯学習課内)<br>✉y-soudan@city.numata.lg.jp                        |
|                     | 利根沼田障害者相談支援センター                | 障害のある方、そのご家族からの相談             | 月～金(祝日、年末年始を除く)<br>8:30～17:15                                                                                    | 来所または電話<br>☎25-3781<br>※来所は事前連絡要                                                      |
| 教育に関する相談            | 沼田市教育委員会                       | 在学中の相談                        |                                                                                                                  | ☎23-2111                                                                              |
|                     | 沼田市教育研究所                       | 幼児相談室<br>沼田市適応指導教室<br>～きずな～   |                                                                                                                  | 来庁または電話<br>☎53-2190                                                                   |
|                     | 利根教育事務所(さわやか相談室)               | 在学中の相談                        |                                                                                                                  | ☎23-0165                                                                              |
|                     | 子ども教育・子育て相談子ども教育相談室(県総合教育センター) | 乳幼児から高校生までの教育や子育てに関する相談       | 月～金<br>9:00～17:00<br>第2・第4土<br>9:00～15:00<br>(祝日、年末年始を除く)                                                        | ☎0270-26-9200                                                                         |
| 急な病気の時の相談           | 沼田利根医師会休日夜間急患診療所               | 休日の急な病気の時<br><br>夜間の急な病気の時    | 日曜・祝日、年末年始<br>受付時間<br>午前9:45～11:30<br>午後13:00～15:30<br>(年末年始14:30)<br><br>火～金(祝日、年末年始を除く)<br>受付時間<br>18:45～21:30 | 沼田市上原町1801-68<br>☎24-1199<br>感染症の影響による診療体制変更の可能性があります                                 |
|                     | こども医療電話相談                      | 休日・夜間の子どもの急な病気で受診に迷った時などの電話相談 | 月～土<br>18:00～翌朝8:00<br>日曜・祝日・年末年始<br>8:00～翌朝8:00                                                                 | #8000                                                                                 |
|                     | 日本司法支援センター(愛称:法テラス)            | 法的な問題全般の相談                    |                                                                                                                  | ☎0570-078374<br><a href="http://www.houterasu.or.jp/">http://www.houterasu.or.jp/</a> |
| 養育費等の相談             | 裁判所ウェブサイト                      | 申立を行うための手続き、必要書類、費用等について      |                                                                                                                  | <a href="http://www.courts.go.jp/">http://www.courts.go.jp/</a>                       |
|                     | 養育費相談支援センター                    | 養育費について                       | 月・火・木・金曜<br>10:00～20:00<br>水曜<br>12:00～22:00<br>土・祝日<br>10:00～18:00                                              | ☎0120-965-419<br>☎03-3980-4108<br>✉info@youikuh.or.jp                                 |



## ● 民生委員・児童委員とは

～住み慣れた地域で安心して暮らせるためのお手伝い～

### ☑ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、市民の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、皆さんの相談に応じたり、必要な情報の提供や支援を行っています。

また、すべての民生委員は、児童福祉法に定める児童委員を兼ねており、児童や妊産婦への援助も併せて行うこととなっています。

### ☑ 主任児童委員

主任児童委員とは、児童福祉法により児童福祉関係機関や児童委員との連絡調整や子育て世帯への支援などを行っています。

### ☑ あなたのお住まいの地区にも

民生委員・児童委員及び主任児童委員は、各委員ごとにそれぞれ担当の地区を定めて活動しています。あなたのお住まいの地区にも民生委員・児童委員がおりますので、お気軽にご相談ください。

※担当の民生委員・児童委員及び主任児童委員がわからない場合の問合せ先

社会福祉課 社会係 ☎23-2111

### ☑ 民生委員・児童委員、主任児童委員の身分

民生委員・児童委員、主任児童委員は、厚生労働大臣から委嘱を受けた県の非常勤特別職で、給与は支給されません。《無給のボランティアとして活動しています》

#### 活動

～秘密は守られます。お気軽にご相談を～

|      |                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 社会調査 | 担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。                                          |
| 相談   | 地域住民が抱える問題について、相手の立場にたち、親身になって相談にのります。                                |
| 連絡通報 | 住民が、個々の福祉ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう関係行政機関、施設・団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割をつとめます。 |
| 生活支援 | 住民の求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていきます。                                      |
| 情報提供 | 社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。                                 |
| 調整   | 住民の福祉需要に対し、適切なサービスの提供が図られるように支援します。                                   |
| 意見具申 | 活動を通じて得た問題点や改善策についてとりまとめ、必要に応じて関係機関などに意見を提起します。                       |

# 市内医療機関一覧

## ● 一般診療所

| 名称                             | 所在地          | 電話番号    |
|--------------------------------|--------------|---------|
| 青木クリニック                        | 高橋場町2048番地3  | 24-1122 |
| 石田医院                           | 馬喰町1214番地    | 22-2477 |
| 医療法人源医会<br>藤塚クリニック             | 高橋場町2150番地11 | 23-7300 |
| 医療法人社団ほたか会<br>パース整形外科<br>クリニック | 下久屋町940番地1   | 23-0678 |
| 医療法人松栄会<br>松田耳鼻咽喉科医院           | 東原新町1538番地17 | 23-3387 |
| 内田病院                           | 久屋原町345番地1   | 23-1231 |
| 江森内科医院                         | 西倉内町588番地    | 20-1001 |
| かない眼科<br>クリニック                 | 高橋場町2072番地9  | 30-5088 |
| かないクリニック                       | 西原新町甲92番地    | 22-1166 |
| 金子医院                           | 白沢町平出765番地   | 53-2008 |
| 久保産婦人科医院                       | 高橋場町2031番地4  | 23-1360 |
| こうだ医院                          | 材木町156番地     | 22-5333 |
| さこだクリニック                       | 坊新田町1029番地1  | 25-9111 |
| 塩崎医院                           | 清水町4211番地    | 22-2451 |
| しめぎ整形外科<br>クリニック               | 柳町2563番地12   | 60-1717 |
| 白根クリニック                        | 薄根町3300番地1   | 24-1701 |
| 代田眼科                           | 上原町1619番地15  | 23-2403 |
| 皇海診療所                          | 利根町大揚969番地2  | 50-8133 |
| 武田メンタル<br>クリニック                | 横塚町1181番地1   | 60-1377 |

| 名称                   | 所在地             | 電話番号    |
|----------------------|-----------------|---------|
| 堤眼科                  | 馬喰町1231番地2      | 24-2111 |
| 角田外科医院               | 上原町1555番地3      | 22-4936 |
| つのだ医院                | 久屋原町114番地1      | 25-3111 |
| つのだ小児科<br>クリニック      | 西原新町甲122番地      | 22-3163 |
| 独立行政法人国立病<br>院機構沼田病院 | 上原町1551番地4      | 23-2181 |
| 利根中央診療所              | 西原新町1864番地2     | 24-1202 |
| 利根中央病院               | 沼須町910番地1       | 22-4321 |
| 沼田キラリ眼科              | 東倉内町282番地9      | 77-4822 |
| 沼田クリニック              | 栄町61番地3         | 22-1188 |
| 沼田利根医師会<br>休日夜間急患診療所 | 上原町1801番地68     | 24-1199 |
| 沼田脳神経外科循環<br>器科病院    | 栄町8番地           | 22-5052 |
| 光整形外科医院              | 東倉内町219番地8      | 24-0123 |
| 平井皮膚科医院              | 恩田町353番地        | 24-4122 |
| 藤塚医院                 | 下川田町530番地       | 22-3263 |
| むらた耳鼻咽喉科<br>クリニック    | 高橋場町<br>2059番地8 | 25-9003 |
| 矢内整形外科医院             | 薄根町4062番地3      | 23-8711 |
| やなぎまち<br>皮フ科クリニック    | 柳町2562番地1       | 25-3939 |

広告

市内医療機関一覧



ASANUMA  
DENTAL OFFICE

# 浅沼歯科医院

歯科・小児歯科・矯正歯科

診療時間 9:00~12:00 14:30~18:00
 
休診日 水曜・日曜・祝日

沼田市東倉内町225
☎0278-22-2862

浅沼美香労働衛生コンサルタント事務所



## ● 歯科診療所

| 名称                    | 所在地             | 電話番号    |
|-----------------------|-----------------|---------|
| 浅沼歯科医院                | 東倉内町225番地       | 22-2862 |
| 旭ヶ丘歯科医院               | 坊新田町1250番地36    | 23-5713 |
| 石原歯科医院                | 柳町2527番地3       | 30-5123 |
| 医療法人<br>勅使河原歯科診療所     | 高橋場町2147番地9     | 22-4114 |
| うえだ歯科医院               | 白沢町高平<br>70番地13 | 20-9292 |
| 薄根歯科医院                | 薄根町3310番地5      | 22-3880 |
| 内田歯科医院                | 井土上町779番地8      | 23-0152 |
| 櫛淵歯科医院                | 西原新町86番地3       | 22-2241 |
| 鈴木歯科クリニック             | 東原新町1943番地      | 24-3033 |
| スマイル歯科<br>クリニック       | 久屋原町531番地4      | 25-9500 |
| 高橋歯科医院                | 西倉内町809番地2      | 22-2727 |
| 勅使河原歯科医院              | 下之町3071番地       | 22-2627 |
| 利根保健生活協同組<br>合利根歯科診療所 | 高橋場町2002番地1     | 24-9418 |

| 名称              | 所在地                     | 電話番号    |
|-----------------|-------------------------|---------|
| 富澤歯科医院          | 東原新町1897番地8             | 22-4173 |
| トミザワ歯科<br>クリニック | 横塚町2214番地1              | 22-8148 |
| 沼田クリニック         | 栄町61番地3                 | 22-1188 |
| 野田歯科医院          | 白沢町高平49番地4              | 53-3041 |
| パール歯科<br>クリニック  | 横塚町1185番地4              | 22-0015 |
| ハピカ歯科           | 高橋場町2232番地1             | 60-1182 |
| はるな歯科医院         | 榛名町4274番地<br>ヴァイラおおたけ1階 | 22-8461 |
| 松井歯科医院          | 高橋場町2060番地6             | 23-0318 |
| 宮下歯科医院          | 下之町894番地                | 22-2318 |
| 宮下歯科医院          | 材木町43番地21               | 23-3495 |
| 山口歯科医院          | 西倉内町789番地               | 24-4041 |
| 山田歯科クリニック       | 馬喰町1223番地               | 23-6616 |
| 割田デンタル<br>クリニック | 東原新町1845番地3             | 24-1814 |

## ● 助産院

| 名称     | 所在地        | 電話番号          |
|--------|------------|---------------|
| 母の芽助産院 | 横塚町1154番地8 | 090-4956-3066 |

— 広 告 —

**歯科・小児歯科・歯科口腔外科**  
  
**スマイル  
歯科  
クリニック**

9:00~12:00 14:00~19:00 木曜・日曜・祝日休診

SMILE DENTAL CLINIC  
to be all smiles

tel 0278-25-9500

沼田市久屋原町531-4



市内医療機関一覧



2023  
沼田市

# 子育て ガイドブック



令和5年1月発行

## 発行

沼田市役所 健康福祉部子ども課  
〒378-8501 群馬県沼田市下之町888番地  
TEL.0278-23-2111(代)

株式会社サイネックス

## 広告販売

株式会社サイネックス 群馬支店  
〒370-0852 群馬県高崎市中居町4-4-37  
TEL.027-353-8391

※掲載している広告は、令和4年12月現在の情報です。

## 制作

株式会社サイネックス 東京本部  
〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3  
TEL.03-3265-6541(代表)

無断で複写、転載することをご遠慮ください。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。